

学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

本校では、人権教育を教育活動の柱に据え、様々な取組みを行っています。その中で、様々な視点からの人権学習や地域との交流を行い、生徒一人一人が自分に自信をもち、いきいきと人生を歩んでほしいという願いをこめて実施してきました。また、「ことばの力の育成」という視点で、幼稚園・保育園からの12年間で中学卒業時につけたい力として「自分のおもいを自分のことばで話せ、人のおもいを聞き取り、受け止める力」を掲げ、一貫した方向性をもった取組みを中心に、学力向上にむけた教育活動を行っています。そうすることで自分を磨き、将来もつねに学びつづけようとする生徒を育てたいという願いで実施しています。さらに、「つながり」ということを大切に、学校は、家庭とつながり、地域とつながり、また、関係機関とつながりながら、多くの人的資源を活用し、生徒たちが安心して過ごせる学校にしたいと考えています。その結果、将来、生徒一人ひとりが社会や地域にしっかりと根ざし、多くのこととのつながりを大切にしながら、活躍できる人になってほしいと願っています。

しかしながら、本校において生徒にとっての課題の一つとして、いじめが存在すると考えます。毎年、様々な生徒対象のアンケートや生徒個人を対象にした相談活動の中で、友人関係などでの悩みを訴える生徒がいます。その都度、迅速かつ丁寧な対応を行い、対象生徒のケアと再発防止に向けた指導を行っています。しかしながら、日常的に、また、断続的に対象生徒が入れ替わりながら、「暴力を伴わない」いじめ等は発生し、登校しにくくなる生徒もいます。それらのことを踏まえ、学校全体としては、いじめが子どもたちの人権に関わる大きな課題であり、生徒一人ひとりが健全に育っていくことへの大きな支障となる可能性を含むものと捉え、いじめに対して、解決する方策はもちろんのこと、早期発見や、その未然防止、また、生徒たちの人権意識の向上に向け、家庭や関係機関ともつながりながら、積極的に取り組んでいきたいと考えます。

そのために、教員は、保護者ととともに、日常の生徒への関わりを大切に、きめ細やかな対応を心がける必要があります。また、授業や学級活動を通して、生徒たちの規範意識と向上心をはぐくみ、仲間と課題を解決する協同性を育て、集団としての資質向上をめざし、生徒にとって安心して安全な学校をめざしたいと考えます。もちろんのことではありますが、教員自身が、研修や自己研鑽に努め、教員として、授業力や課題解決能力の向上といった専門性を高め、また、学校全体で課題解決に取り組めるような同僚性を高める必要があると考えます。こういった点からも、今後も教員自身で様々な研修、修養を行っていく必要があると考えます。

これらの点を踏まえ、本校としてのいじめ防止基本方針を定め、これまでの教育活動を一層充実させながら、生徒たちが、安全で安心して過ごせる学校をめざしたいと考えます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。起こった場所は、学校の内外を問いません。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなどです。

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、首席、人権教育推進担当、児童・生徒支援コーディネーター、生徒支援担当、各学年主任、養護教諭、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- (3) 役割
- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめ事案への対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 生徒への人権意識向上にむけた取組みの企画と実施
 - カ 年間計画の企画と実施
 - キ 年間計画進捗のチェック
 - ク 各取組の有効性の検証
 - ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し
 - コ アンケート等による実態の把握と調査

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施します。

富秋中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	相談窓口の周知 学級目標決定 ガイダンス 班の編成 班長会議 教育相談 家庭訪問	相談窓口の周知 学級目標決定 班の編成 班長会議 教育相談 家庭訪問	相談窓口の周知 学級目標決定 班の編成 班長会議 教育相談 家庭訪問	校内研修「本校方針の共有」 ホームページへの本基本方針の掲載 定例会議 校内研修「集団作りの目的、目標の共有」 認知機能強化トレーニング
5月	家庭訪問 コミュニケーション学習	家庭訪問 コミュニケーション学習	家庭訪問 コミュニケーション学習	教育相談、家庭訪問で把握された生徒状況の集約 定例会議 認知機能強化トレーニング
6月	教育相談 いじめアンケート 野外活動 社会性測定用尺度	教育相談 いじめアンケート 宿泊学習 社会性測定用尺度	教育相談 いじめアンケート 修学旅行 社会性測定用尺度	定例会議 いじめ対策委員会 認知機能強化トレーニング
7月	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会	アンケート結果の報告 定例会議 個人懇談会で把握された生徒状況の集約 校内研修「生徒指導上の課題について」 認知機能強化トレーニング
8月				校内研修「実態をふまえての2学期の方向性の確認」

9月	教育相談 人権総合学習	教育相談 人権総合学習	教育相談 人権総合学習	教育相談で把握された生徒状況の集約 定例会議 認知機能強化トレーニング
10月	いじめアンケート 教育相談 富仲祭(ステージ)	いじめアンケート 教育相談 富仲祭(ステージ)	いじめアンケート 教育相談 保育実習 富仲祭(ステージ)	定例会議 いじめ対策委員会 認知機能強化トレーニング
11月	富仲祭(スポーツ) 社会性測定用尺度 校外学習	富仲祭(スポーツ) 社会性測定用尺度 校外学習	富仲祭(スポーツ) 社会性測定用尺度 校外学習	定例会議 認知機能強化トレーニング アンケート結果の報告
12月	個人懇談会 非行防止教室	個人懇談会 非行防止教室	個人懇談会 非行防止教室	定例会議 個人懇談会で把握された生徒状況の集約 認知機能強化トレーニング
1月	学校教育アンケート 教育相談 職業講話	学校教育アンケート 教育相談	学校教育アンケート 教育相談	定例会議 新入生説明会 認知機能強化トレーニング
2月	社会性測定用尺度 いじめアンケート	社会性測定用尺度 いじめアンケート	社会性測定用尺度 いじめアンケート	定例会議 認知機能強化トレーニング いじめ対策委員会
3月	個人懇談会	個人懇談会		アンケート結果の報告 定例会議 個人懇談会で把握された生徒状況の集約 校内研修「今年度の総括と次年度にむけて」 認知機能強化トレーニング

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、月1回の定例会議(人権教育推進委員会内)を行い、年3回(学期末に一度)開催する検討会議で、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処等のケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行います。また、学期ごとに生徒対象にアンケートを実施し、集計や検討を行い、状況の把握と未然防止に向けた取組みの参考とします。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

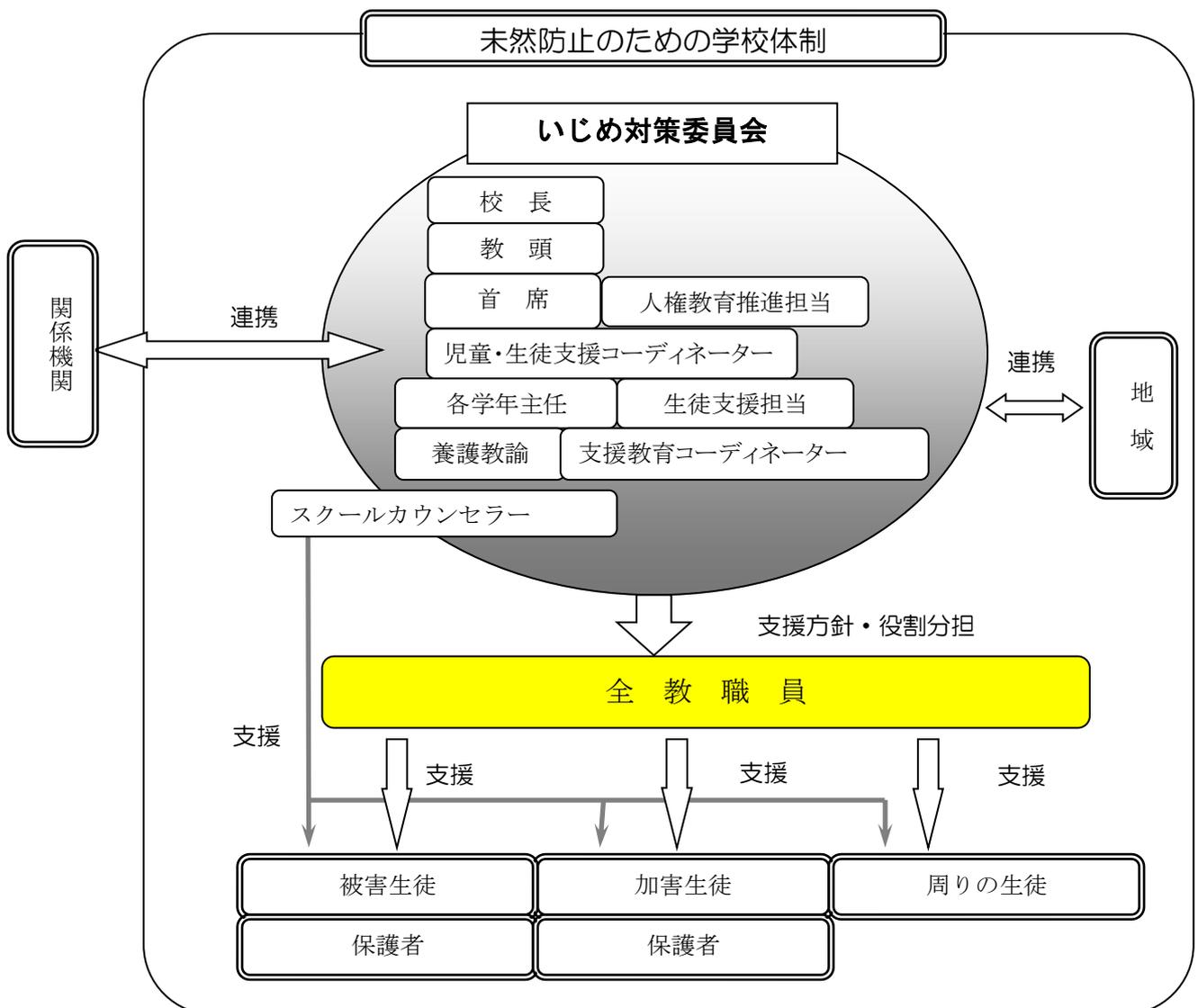
いじめは、大人の見えていないところで起こるとよく言われています。したがって、いじめ防止のためには、見ようとしないと見えないという視点にたち、我々教員は、日頃から、生徒とのコミュニケーションを積極的に行い、適切なきに、適切な内容で、生徒へのアンケートや相談活動を実施し、生徒一人ひとりの状況を把握し、早期に発見する取組みを行い、そのためのシステムを構築する必要があります。

また、生徒にとって、安心して安全な学校をめざし、本校で大切にしている人権教育を中心にすえ、いじめの起こりにくい環境づくりや雰囲気づくり、そして、生徒一人ひとりの意識向上といった未然防止にむけた取組みを、今まで以上に行う必要があります。

いじめ防止等の目的で、教員が組織的に対応できるように、「いじめ対策委員会」(以下、対策委員会)を設置し、いじめの未然防止や早期発見をはじめ、さまざまな形で、全教員で、いじめ防止対策の取組みを進め、システム等の構築を進めたいと考えています。そのために、担任をはじめ、教員全体で、生徒たちの現状や課題の把握を行い、対策委員会を中心に、各学年・学級等での取組みの効果検証や必要に応じた対応や助言等を実施したいと考えます。

当事者である生徒たちには、日頃から、人権意識を高く持つようにはたらきかけたり、計画的に社会体験や交流体験を取り入れ、生徒会をはじめとした自治活動やそれぞれの学年・学級活動においても、意識的に自己有用感を育て、自尊心を高める活動に取り組み、いじめが起こりにくい雰囲気作りを実施する必要もあると考えます。

これらのことを、本校教員や生徒だけで行うのではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、または保護者、小学校と連携をとる必要があります。場合によっては、地域や関係機関とも、積極的に連携をとり、協力を得ながら進めていきたいと考えます。



2 いじめの防止のための措置

(1) 教員の共通理解を図る

平素から、教員自ら、いじめが、生徒にとっての大きな人権侵害であるという共通理解を深めるために、教員自身のいじめに対する意識を高める研修を実施したり、いじめ事象に発展させないための対応力やカウンセリングマインド等を活用した生徒との関係づくり、また、自尊感情を高められるようなはたらきかけなどを行い、未然防止に努めるようにする必要があります。

生徒に対しては、人権教育や道徳教育等を通して人権感覚を高め、様々な取組み等を活用し、仲間とともに、何かをなしとげていくような経験を多く積み重ね、学校や教室が自分たちにとって、安全で安心できる場となるようなはたらきかけを行う必要があります。

(2) 生徒へのはたらきかけを積極的に行う

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要です。

そのために、日常の授業や学級活動、また、人権学習や道徳の時間の中で、意識的に、意見交流やソーシャルスキルの獲得を視野に入れた、互いをわかりあえるような活動を取り入れる必要があります。清掃活動や給食の時間、あるいは特別活動を、協力して一つのことをみんなでやり遂げるような活動ととらえ、積極的に仲間と関わる取組みを行う必要があります。

日常の授業でも、全員が参加でき、分かりやすい授業が実施できるように、教員自身が計画的、継続的に授業公開や研究授業を実施し、教員としての専門性を高める必要があります。ユニバーサルデザイン等の支援教育的なアプローチを取り入れ、誰にとっても過ごしやすい、落ち着いた学習環境を学校全体で整える必要があると考えます。また、チャイムで授業を開始するなど授業の受け方などの授業規律の確立を主眼にいたした活動を行うことで、生徒がいじめに向かうことのない環境や態度を構築することができると考えます。

(3) 環境を整備する

いじめが生まれる背景には、様々な要因があると考えます。指導上の注意点としては、教員自身が、全生徒に対して、いじめを許さない態度を示し、全教員で撲滅にむけてのはたらきかけを行う意向を示すことがあります。また、早期発見、早期対応をめざすことや未然防止に努めることを意識する必要があります。また、我々教員が日頃の生徒同士の間関係でのストレス、家庭におけるストレス、学習に対してのストレスなどに耳を傾け、真摯な態度で対応することです。また、生徒同士で解消できる取組みを実施することなどがあります。

たとえば、「勉強が分からない」などがストレスにつながる場合があります。したがって、分かりやすい授業づくり、全員参加をめざした授業づくりを進めるために、学校全体で、計画的、継続的に、授業をお互いに見合ったり、研究授業を行う必要があります。また、「だれにとってもあれば、助かる」という視点で、授業でもユニバーサルデザインという視点を取り入れ、ストレスの生まれにくい環境を築く必要があります。

(4) 安心して安全な学級・学校をめざす

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学級活動においては、班活動を積極的に取り入れ、班長を中心とした学級経営を行い、活躍できる場を設定したいと考えます。また、生徒同士が、尊重し合える場を授業や活動の中で行う必要があります。学年、学校全体においても、学校行事、生徒会・委員会活動等を積極的に活用し、教員から生徒に対してのはたらきかけや生徒同士が認め合い、高め合えるような場になるように、場合によっては地域の人との協力を得ながら、取り組む必要があると考えます。

生徒一人ひとりがストレスに適切に対処できる力を育むために、スクールカウンセラーを効果的・積極的に活用すること、ストレスマネジメントやソーシャルスキルとよばれる自分をコントロールする方法等を知る取組みを計画的に取り入れること、クラブ活動や生徒会活動等のボランティア活動のような生徒が得意なところで活躍するなどといった対応の方法を伝えることが必要であると考えます。

また、いじめを助長するような教員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うために、教員自身が、いじめについての認識を深める研修を行い、そのうえで、それぞれが、日頃の言動に注意を払ったり、教員同士で日常からコミュニケーションをとったりすることが大切であると考えます。そして、様々なことに対して、教員同士が協力し合いながら同僚性を高め、多くのことを話し合え、協力しあえる環境づくりにつとめる必要があると考えます。

(5) いじめに向かわない生徒を育てる

自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、生徒会活動を中心に、自分たちで企画・運営し、失敗も含め経験する中で、達成感や成就感を感じられる取組みを行います。また、大人の人、関わった人に認められる体験を味わい、自分の持ち味を活かしながら、自分の存在の大切さに気づくために、保育実習等の行事を活用します。今後は、小学校とも連携し、校種を超えた取組みを積極的に取り入れる必要があります。さらに、小学生や地域の人と一緒に作業をする中で、自分の存在に気づき、自分を認められるようにすること、などがあげられます。

生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、まず、いいところも悪いところも含め、自分という存在に気づくことです。自分を大切にすることとは、相手も大切であるということに気づくことにつながります。ケーススタディーのような取組みを行う中で、自分のやっていることがいじめにつながる可能性があることを知ることや班活動などで交流する中で、自分のもつ偏った視点に気づき、自分の考えを柔軟に構築していくことなどがあげられます。

学校全体として、生徒会を中心に、スローガンの作成や学級での話し合い等を行う中で、防止や撲滅にむけた取組みを行い、集団として、いじめに向かわない雰囲気作りを行う必要があります。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

第2章でも述べたとおり、いじめは大人の見えていないところで起こるとよく言われています。したがって、いじめの早期発見についても、見ようとしないと見えないという視点にたち、我々教員は、日頃から生徒とのコミュニケーションを積極的に行い、また、適切なきに、適切な内容で、生徒へのアンケートや相談活動を実施します。さらに、教員は、日常の教科指導、学級活動を通して、生徒一人ひとりの状況を把握することに努め、「笑顔が減った」や「遅刻が増えた」、「忘れ物が多くなった」など生徒が示す小さな変化も、早期に、的確に発見し、対応できるようにする必要があります。休み時間などでも、遊びと称して「プロレスごっこ」、「肩パン」のようないじめの形態を感じさせるような事象も、いじめにつながる要素を含んでいるという認識のもと、制止することも含め、注意の目を注ぐ必要があります。

そういったことも含め早期発見にむけては、学校全体で取り組む必要があるとことを認識し、日常の生徒とのコミュニケーションはもちろん、普段から教員同士も、生徒の状況の把握や情報の交換を行うことが大切であると考えます。これらは、学年・学校といった組織で生徒の状況把握と情報交換を行い、組織的に対応するといった体制を構築する必要があり、対策委員会を中心に、集約し、適切な助言・対応をとることができるようにつとめなければならないと考えます。

第2章で述べたような、いじめの起こりにくい環境づくりや雰囲気づくりといった未然防止にむけた取り組みを、効果的、計画的に行いながら、これら早期発見を念頭に置いた取り組みを進める中で、発見すれば早期に対応し、生徒にとって、安心で安全な学校をめざしていきます。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 生徒の実態把握

実態把握の方法としては、学期ごとに生徒対象のアンケートを行います。実施したアンケートをもとに、訴えのある生徒に対しては、個人的に詳しく話を聴くなど、丁寧で真摯な対応を行います。それとともに、定期的な教育相談も、4月、9月、12月、2月に実施します。個人面談形式で行い、相談しやすい状況で行います。また、訴えがあれば、生徒の意志を最大限に尊重しながら、解決に向けて丁寧かつ迅速な対応をこころがけ、対策委員会を中心に対応の検討を行い、当該生徒のケアにあたります。

また、日常の学校生活での様子、例えば休み時間や部活動の時間などでも、遊びや部活動内の上下関係といったことが、いじめにつながりやすい要因を含むものととらえ、自主活動にも正常化をはかる必要があります。家庭内での様子も含め、保護者にもアンケートや家庭訪問等を活用しながら連携を緊密にとり、生徒の小さな変化にも迅速に対応を行えるように学校の体制づくりを行う必要があります。また、日常の観察として、授業での様子や休み時間の様子を、各学年単位で把握、交換します。学級活動では、個人ノートの取り組みや班長会議等で、担任を中心に状況の把握に努める必要があると考えます。

(2) 保護者との連携

保護者と連携して生徒を見守るため、日頃の保護者・家庭との良好な関係の構築を図ることが大切であると考えます。そのためにも、学校での様子や小さなトラブルについても、家庭との協力関係を構築する機会と捉え、丁寧に対応していきたいと考えます。そうして関係を緊密に保ちながら、保護者・家庭と同じ視点で、生徒を見守る姿勢をしめたいと考えます。

(3) 専門家・外部機関との連携

生徒、その保護者、教員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、普段から、スクールカウンセラー、を広く周知し活用を促しながら、担任と生徒、担任と保護者が、同じスタンスで生徒からの相談に対応できるようにすることや、外部の公的機関が開催する相談活動等の案内を、学校からの配布物、ホームページ等で周知し、様々な形で相談できることを生徒、保護者、また、教員にはスクールソーシャルワーカーの活用を促し、早期対応と法的な支援も得ながらの対応を行う必要があると考えます。

(4) 相談機関の周知

学校通信、学年通信、学級通信などといった学校からの配布物やホームページなど学校の情報を発信できる方法をすべて活用することにより、生徒、保護者、教員に、相談体制を広く周知します。

対策委員会は、これらの相談機関を活用した相談体制が、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検します。

(5) その他

教育相談等で得た児童生徒の個人情報について、その対外的な取扱いについては、個人情報の保護の観点に立ち、守秘については厳正に対応します。

第4章 いじめ発生時の対応

1 基本的な考え方

いじめは、生徒にとって、健全な成長を大きく妨げる課題の一つであると認識し、生徒にとって重大な人権侵害であると考えます。したがって、これまで述べてきた未然防止の取組みを、組織的、積極的に行い、早期発見をめざして全校で取り組み、その中で事象が発生した場合は、早期の対応を心がける必要があります。

そのためには、対策委員会を中心に、情報の集約や状況の把握に努め、教員に対して適切な助言をしながら、学校全体で取り組みを行い、事態の早期解決を試みます。

また、いじめ事象が発生した場合は、対策委員会を中心に、迅速かつ丁寧に対応し、被害者や加害者への対応を行う必要があります。また、学校は担任をはじめ、日頃からの保護者との連携・連絡を密に行い、信頼関係の構築を行う必要もあります。また、市教育委員会や関係機関との連携や協力依頼、必要な支援は惜しみなく活用しながら、多角的に、解決に向けた取組みを行う必要もあると考えます。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

教員は、いじめを発見及び通報を受けたときは、速やかに対策委員会関係者に連絡し、対策委員会の関係者は、対策委員会を速やかに開催し、情報の収集とその後の対応の方針を定め、関係教員に伝達します。必要に応じて、教育委員会をはじめとする関係機関と連携しながら、対応策を検討します。

○生徒からの情報の場合

聞き取った教員及び関係教員は、当該生徒へのケアも行います。被害者・加害者いずれかの場合は、本人の心理的不安に配慮しながら、状況を聞き取ります。その後の対応についても、本人の意向に最大限に配慮しながら対応にあたります。関係する生徒の場合は、場合によっては、被害者・加害者と同等の心理的負担を負っている場合もあるために、その情報元を明らかにすることへのケアといじめの対象が当該生徒にならないように注意を払いながら行います。

○保護者からの情報提供の場合

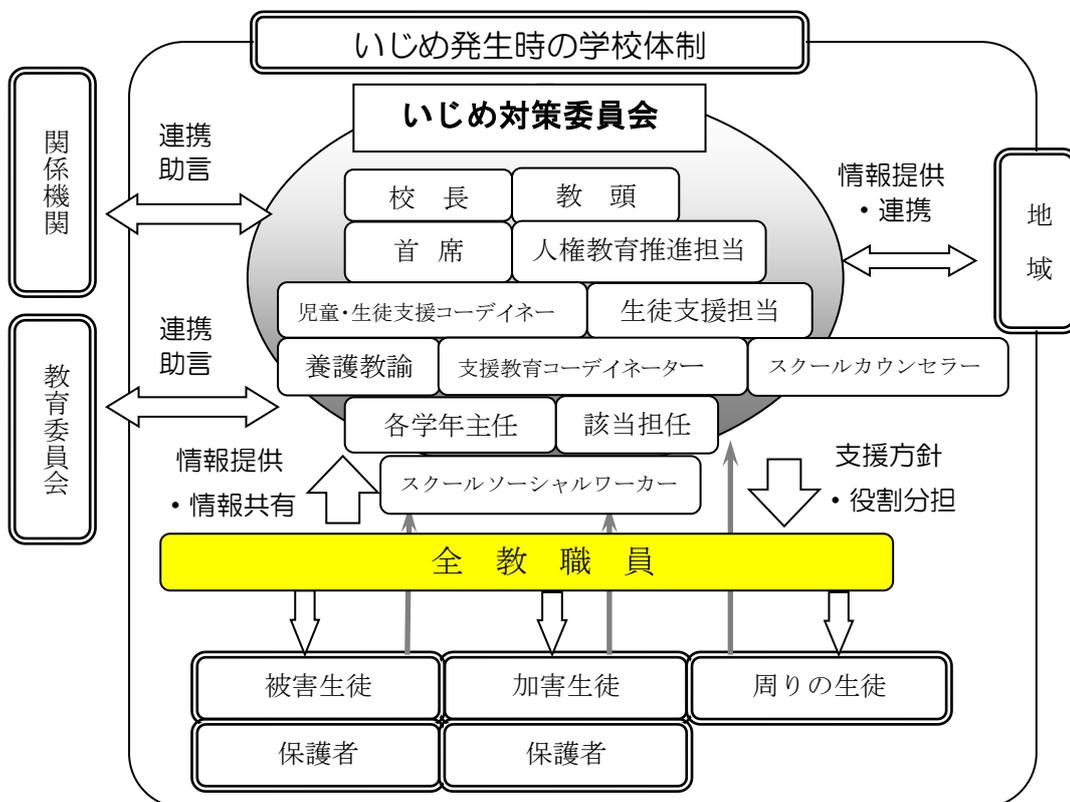
聞き取った教員及び関係職員は、家庭訪問や別室対応等を中心に、当該生徒から事情を聞きます。また、保護者には、情報元を明らかにすることへの協力を得られるかどうかの確認をとります。

○教員が発見した場合

発見した段階で、対策委員会に直ちに連絡し、体制を整えるようにします。対策委員会は、情報の整理と状況の把握を行います。その後、関係教員と連携しながら、事態の收拾と解決に向けた取組みを組織的に行います。

○地域からの情報を得た場合

情報を得た段階で、対策委員会に直ちに連絡し、体制を整えるようにします。対策委員会は、情報の整理と状況の把握を行います。その後、関係教職員と連携しながら事態の收拾と解決に向けた取組みを組織的に行います。



3 いじめられた生徒またはその保護者への対応

被害を受けた生徒へは、信頼を寄せる教員を中心に、事情を聞くとともに、心理的な状況も配慮し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係専門機関と連携しながら本人のケアにあたります。加害生徒や関係する生徒への対応にあたる場合も、被害生徒本人の意向を最大限に配慮しながら、成長を促す支援を行います。

また、被害生徒の保護者には、状況を丁寧に説明しながら、できるだけ客観的で、正確な情報を適切に伝達します。保護者も、本人と同じくらい、心理的不安を抱えている場合も考えられるので、生徒と同様、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや専門機関との連携を図りながら対応します。

4 いじめた生徒またはその保護者への対応

いじめ行為を行った生徒には、事情を聞くとともに、事象の重大性を伝えながら、できるだけ客観的な情報を聞き取ります。また、いじめをした生徒も、過去にいじめられた経験を持つ場合もあることを分かった上で、本人の気持ちに寄り添いながら、対応するように心がけます。場合によっては、関係機関の協力を得る必要があるため、対策委員会とは、緊密に連携を行います。

加害生徒の保護者には、状況を丁寧に説明しながら、できるだけ客観的で、正確な情報を詳細に伝達します。場合によっては、当該保護者も、家庭での指導に行き詰まっている場合もある可能性があるため、配慮しながら対応します。また、被害生徒側の意向に配慮しながら、対応を進めます。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを知っていた集団に対しては、場合によっては、いじめに加担したことになるという認識を持たせるようなはたらきかけを、日常の未然防止の取組みの段階から行いながら、事象発生時には、そのことの認識を深めるようなはたらきかけを行います。また、学級単位ではなく、学年や学校全体への働きかけもこころがけます。学校全体が、なんらかのストレスを抱えている場合も考えられるので、学校全体の取組みや様子も分析し、ストレスの軽減を図ることも、対応の一つとして考えられます。対策委員会を中心に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携を図り、学校全体の取組みの見直しも含めて、検討を行います。

6 ネット上のいじめへの対応

携帯電話やスマートフォンを使用している嫌がらせやいじめ行為は、より見えにくい状況にあります。ネット上のいじめへの対応として、関係機関と連携しながら、使用方法や法的なことも含め、保護者や生徒にも日頃から啓発を行いながら、適正な使用を促します。また、保護者や生徒との関係を良好に保つように心がけます。事象が発覚した段階で、保護者とも緊密に連携をとり、証拠を残しておくことや使用の差し止めも含めた対応を保護者に依頼します。必要に応じて、関係機関との連携を行います。以上のような点に留意をしながら、対策委員会と連携をとって、丁寧に対応するようにします。

第5章 その他

1 校内研修の充実

すべての教員の共通理解を図るため、「いじめ」を含む生徒指導上の諸問題に関する校内研修を、年に複数回行います。

2 小中連携の推進

いじめ問題は中学校入学前から継続した人間関係において発生することも多いので、小学校との情報交換を密に行い、より慎重に対応します。